

広島県病院事業管理規程第三号

県立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

県立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

県立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「非紹介患者の初診に係る加算料」を「健康保険法第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号の規定により厚生労働大臣が定める療養において厚生労働大臣が別に定める先進医療のうち管理者が定めるものに係る技術料、非紹介患者の初診に係る加算料」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。